

おいらせ町いちょう公園ジョイハウス入店業者公募要項

1. 公募の目的

おいらせ町いちょう公園ジョイハウスの適正な管理運営と、利用者等の利便性向上を図るため飲食サービスの提供を行うことを目的とする。

2. 施設概要

- (1) 設置者 おいらせ町
- (2) 管理運営 おいらせ町
- (3) 名称 おいらせ町いちょう公園ジョイハウス
- (4) 所在地 おいらせ町沼端 1 4 番地 1 6 1
- (5) 敷地面積 6, 6 8 5 m²
- (6) 延床面積 1 3 6. 5 5 m²
- (7) 建物の構造 木造
- (8) 建築年 平成 6 年 3 月
- (9) 食堂設備等
 - ア 厨房設備概要（町が設置しているもの）
別紙厨房設備一覧のとおり（6 ページ）
 - イ その他の設備
町が設置しているものの他に必要なものがある場合は、入店業者が準備すること。
 - ウ その他
 - ・設備等は既存のものとする。
 - ・設備等については、多少変更することがある。
- (10) 休館日
 - ア 毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日に当たるときはその翌日）
 - イ 年末年始 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日まで
- (11) 開館時間 午前 1 0 時から午後 4 時まで、ただし町長が特に必要と認めるときは変更することができる
- (12) ジョイハウス利用者数 延べ 6, 2 6 3 人/年（令和 7 年度実績）

3. 入店条件

- (1) 契約期間
令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで（双方が同意した場合は、当該年度含め 3 年間延長できるものとする）

- (2) 入店開始時期
契約後、できるだけ早期に営業を開始すること。
詳細については別途協議する。
- (3) 使用料
使用料は、光熱水費の実費相当額とする。
- (4) 営業日及び時間
原則、2. 施設概要の(11) 開館時間のとおりとするが、町との協議により一部変更することができる。
- (5) 駐車場
いちょう公園体育館駐車場と共用して使用することができる。
- (6) アルコール類の提供
営業時間内であれば可能とする。
- (7) 光熱水費の負担
町の請求に基づいて支払うこと。
- (8) 権利譲渡の禁止
入店業者は、権利の全部又は一部を第三者に譲渡・転貸・質入・その他担保に供し、もしくは営業の委託、名義貸し等を行うことはできない。
- (9) 営業の許認可等
応募申込日までに営業に必要な許認可等を受けること。
- (10) 契約の変更又は取り消し
次のうちの一つに該当するときは、契約の全部もしくは一部を取り消し、または変更する場合がある。
 - ア 使用財産を公用又は公共用に供するため、町が必要とするとき
 - イ 許可条件に違反したとき
 - ウ 事業が終了したとき
- (11) 原状回復
入店業者が使用財産を町に返還するときは、原状に回復して返還すること。
- (12) 有益費等の請求権の放棄
入店業者が使用財産について支出した有益費、必要費その他費用を請求することはできないものとする。
- (13) 消防活動等
入店業者は、町が実施する消防・避難訓練に参加するとともに、火災等災害発生時においては町と連携して消防活動・避難誘導等を行うこと。
- (14) 衛生管理
入店業者は、次の衛生管理に必要な処置等を自己の負担で行うものとする。
 - ア 使用施設の日常及び定期清掃を行うこと。

イ 排出される廃棄物（廃油含む）は、関係法令を遵守し適正に処分すると共に、缶・ビン等の資源物はリサイクル処分すること。

ウ 衛生に関する法令及び保健所等の指導を遵守し、事故防止に必要な処置を行うこと。

(15) その他

ジョイハウスでの飲食サービスの提供の他に、いちよう公園バーベキューハウスの業務委託を受けること。（10、11ページ契約書（案）参照）

4. 応募者の資格

応募資格者は町民または町内に事業所を有する法人又は個人とし、次の要件を満たしていることとする。

- (1) 公募の趣旨を理解し、意欲のある者であること。
- (2) 良質な飲食物及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (4) 申込日現在において、飲食店営業の許可及び今回の提案を実施するために必要な免許等を持ち、かつ事業実績があり、健全な経営を行っている者であること。
- (5) 代表者が成年後継人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (6) 町税を完納していること。
- (7) 接客及び苦情対応を適切に行えること。

5. 入店業者の選定及び契約

(1) 入店業者の決定方法

応募者の中から、町において書類等を総合的に審査した上で、入店業者を内定する。

(2) ヒアリング等の実施

応募書類の提出後、審査に当たって、応募者に提出書類の内容等についての説明や追加資料を求めることがある。

(3) 審査結果の通知

審査結果は応募者全員に通知する。審査通過・結果について、電話等の問い合わせには応じない。

(4) 契約の手続き

町と入店内定者との間で、契約の手続きを行う。

6. 入店内定者の取り消し

次の場合には、入店内定を取り消す。

- (1) 正当な理由なくして、町の指定する期日に契約手続きに応じなかったとき。
- (2) 入店業者の内定から契約手続きまでの間に、入店業者について資金事情の

変化等により店舗の設置・運営の履行が確実にないと町が判断したとき。

- (3) 著しく社会的信用を損なう等により、入店業者としてふさわしくないと町が判断したとき。

7. 現地説明会

現地において説明会を開催する。応募する場合は参加すること。説明会不参加の法人、個人からの応募は受け付けない。

- (1) 開催日時 令和8年9月15日（火） 15時から
- (2) 開催場所 おいらせ町いちょう公園ジョイハウス
- (3) 申込方法 「現地説明会参加申込書」（8ページ）をFAX又は電子メールのいずれかにより提出すること。
- (4) 提出期限 令和8年9月10日（木）
- (5) 提出先 おいらせ町産業課（担当：成田）

8. 質疑及び回答

現地説明会においても質疑応答を行うが、当日回答できなかったものや、その後の質疑については質疑書により受け付ける。これ以外の方法での質疑の受付は行わないので、注意すること。

- (1) 受付期間 現地説明会終了後から令和8年9月17日（木）午後4時まで
- (2) 提出方法 「質疑書」（9ページ）を募集書類の提出先まで、FAX又は電子メールのいずれかにより提出すること。
- (3) 質疑への回答 令和8年9月18日（金）
内容によっては回答が後日になる場合や回答できない場合がある。
- (4) 質疑者の資格 現地説明会に参加した方に限る。

9. 応募書類の提出

応募書類の提出は、郵送又は持参により行う。町は郵便事情による未着、遅延の責は負わない。また、申込みにかかる費用は応募申込者の負担とする。

- (1) 提出書類 別紙一覧表（7ページ）を参照すること。
- (2) 提出先 〒039-2289
おいらせ町上明堂60-6
おいらせ町役場分庁舎 産業課（担当：成田）
- (3) 提出期限 令和8年9月25日（金）必着
※ 持参の場合は、平日の午前9時から午後4時の間とする。
- (4) 応募書類の取扱い

ア 応募者から提出された応募書類の著作権は、応募者に帰属する。また、応募書類に記載された個人情報、入店業者の審査から選定手続きに使用すること以外に使用しないものとする。ただし、町がジョイハウスの管理

運営内容の公表及びその他必要と認める場合に、その一部又は全部を無償で利用できるものとする。

イ 特許権等

応募に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うこととする。

ウ 応募書類の返却

選定されなかった応募者の応募書類は、入店業者決定後、原本のみ返却する。

10. 書類提出に関する留意事項

「現地説明会参加申込書」、「質疑書」、「応募書類」を町へ提出する際には、指定の方法で提出することとするが、それぞれの方法について次の点を留意すること。

(1) 郵送による場合（応募書類）

指定の期日必着とする。町は郵便事情による未着、遅延の責は負わないので、注意すること。

(2) F A X ・電子メールによる場合（現地説明会参加申込書、質疑書）

送信後、必ず電話で着信確認を行うこと。

(3) 持参による提出（応募書類）

平日の午前9時から午後4時の間とする。

11. 各提出書類の提出先

住 所 〒039-2289

おいらせ町上明堂60-6

おいらせ町役場分庁舎 産業課

担 当 産業課 成田

電 話 0178-56-4703

F A X 0178-56-4268

電子メールアドレス syokan@town.oirase.aomori.jp

厨房設備一覧

No.	品 名	台 数	規 格
1	クーラー	1 台	パナソニック C S - P 6 3 T 6 A
2	ブルーヒーター	1 台	サンボット K B R - 1 7 1 W
3	丸テーブル	3 卓	T - 1 7 0
4	角テーブル	6 卓	T - 8 5 6 - W L
5	丸椅子	6 脚	K C - パティオ
6	肘付き椅子	2 9 脚	D C - 8 5 4
7	パンフレットラック	1 基	ウチダ P - 3 型
8	防犯カメラ等	一式	カメラ 4 台、液晶モニター 1 台

おいらせ町いちょう公園ジョイハウス入店応募に伴う提出書類一覧

No.	提出書類	様式等	部数	チェック欄
1	入店応募申込書	様式第 1 号	1	
2	提案書	様式第 2 号	1	
3	(法人) 商業・法人登記簿謄本（原本）（履歴事項全部証明書）		1	
4	(個人事業主) 身分証明書（原本）（本籍地の区市町村長が発行するもの）		1	
5	最近 3 か年分の町税（法人税、町県民税、固定資産税等）に係る納税証明書 ※入店応募申込書で納税状況確認に同意があれば提出不要とする		1	
6	直近、1 か年の確定申告書の写し		1	
7	今回の提案を実施するために必要な免許等の写し			

- ※ 上記書類のほか、町が必要とする書類の提出を求めることがある。
- ※ 証明書及び謄本は、提出日前 3 か月以内に発行されたものを提出すること。
- ※ 選定されなかった応募者の応募書類は、入店者の決定後、返却するものとする。
- ※ 応募書類は、次の要件に適合するものとする。
 - (1) 記載した内容が、公募要項に示された条件等に適合すること。
 - (2) 虚偽の内容が記載されていないこと。
 - (3) 記載すべき項目が全て記載されていること。

現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

令和8年9月15日(火)開催のおいらせ町いちょう公園ジョイハウス入店業者公募説明会に下記のとおり参加します。

記

個人・法人名	
代表者職氏名	
所在地	
担当者職氏名	
連絡先電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
参加予定人数	
ご不明な点 (内容によっては 回答が後日になる 場合や回答できな い場合があります)	

提出先 〒039-2289
おいらせ町上明堂60-6
おいらせ町役場分庁舎 おいらせ町産業課 成田
TEL 0178-56-4703
FAX 0178-56-4268
E-mail syokan@town.oirase.aomori.jp

質 疑 書

令和 年 月 日

下記のとおり質疑を提出します。

個人・法人名

記

質 問 項 目	質 疑 内 容

回答の送付方法 F A X ・ 電子メール
(希望するものに○)

回答の送付先 (担当者氏名:)

提出先 〒039-2289
おいらせ町上明堂60-6
おいらせ町役場分庁舎 おいらせ町産業課 成田
TEL 0178-56-4703
FAX 0178-56-4268
E-mail syokan@town.oirase.aomori.jp

いちょう公園バーベキューハウス使用受付・清掃業務委託契約書（案）

おいらせ町（以下「甲」という。）は、●●●●（以下「乙」という。）に、次のとおり業務を委託する。

（委託業務）

第1条 甲は乙にいちょう公園バーベキューハウス（以下「本物件」という。）の使用受付・清掃業務を委託するものとする。

（委託期間）

第2条 本物件の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和9年4月1日から令和9年10月31日までとする。

（委託料及び使用料）

第3条 第1条に係る委託料は、委託期間1ヶ月につき金20,000円とし、施設に係る光熱水費に関しては甲の負担とする。

2 乙は、施設に係る使用料を甲に納入通知書により甲の指定する期日までに納入するものとする。

3 委託料の支払は、乙からの施設使用料の納入確認後とする。

（秘密保持）

第4条 乙は、本契約の遂行上知り得た情報を一切外部に漏らしてはならない。

（報告義務）

第5条 乙は、甲の求めがあるときは、委託された業務についての情報を速やかに報告しなければならない。

（実地検査等）

第6条 甲は、必要があると認める場合は、委託期間中において、その職員をして本物件について実地に検査させ、又は報告若しくは資料等の提出を求めることができる。

（滅失又はき損の通知）

第7条 乙は、本物件の全部又は一部が滅失し、又はき損した場合は、直ちに甲にその旨を通知しなければならない。

（使用上の損傷等）

第8条 乙は、本物件に対しての注意を怠り、本物件をき損した場合は、直ちに甲にその旨を通知しなければならない。

（維持修繕等の義務）

第9条 本物件の維持補修は甲乙協議のうえ履行するものとする。

（契約の解除）

第10条 甲は、次に該当する事実が生じたときは、この契約を解除することができる。

（1）甲が本物件を公用または公共の用に供する必要が生じた時。

(2) 甲が本物件を直接使用し、若しくは処分する必要が生じた時。

(3) 乙がこの契約上の業務を履行しないとき。

(本物件の返還)

第11条 乙は、委託期間が満了したとき、又は契約の解除が成された場合は、甲の指定する期日までに本物件を原状に復して甲に返還しなければならない。

(使用目的)

第12条 本物件は住民の福利増進及び観光客の利用施設として使用するものとする。

(使用上の制限)

第13条 乙は、本物件を常に使用可能な状態となるよう維持保存しなければならない。

2 乙は、甲の承認がなければ本物件の模様替えその他本物件の現状を変更してはならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(譲渡及び転貸の禁止)

第14条 乙は、この契約により生ずる権利を譲渡し、又は本物件を転貸し、若しくは担保の目的に供してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(信義則及び疑義等の決定)

第15条 甲及び乙は、相互に協力し、信義を守り誠実に本契約を履行するものとし、この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この契約締結を証するため、本契約書を2通作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 青森県上北郡おいらせ町中下田135番地2
おいらせ町長 成 田 光 寿

乙

令和 年 月 日

おいらせ町いちょう公園ジョイハウス入店応募申込書

おいらせ町長 様

所 在 地 _____

商号又は名称 _____

代 表 者 職 _____

代 表 者 氏 名 _____ 印

担当者 氏名 _____

電話 _____

FAX _____

E-mail _____

おいらせ町いちょう公園ジョイハウス入店業者公募要項に定める応募資格を満たしていることを誓約します。

同 意 書

氏名 _____

私は、おいらせ町いちょう公園ジョイハウス入店応募申込にあたり、次の税目について滞納がない旨証明するため、納税状況を確認することに同意します。

- ・法人町民税（個人の場合は町県民税）・町県民税（特別徴収分）・固定資産税
- ・軽自動車税・個人又は個人事業主の場合は国民健康保険税

町記入欄	上記申請者の納税状況について下記のとおり確認しました。 ☐ 滞納あり ☐ 滞納なし 産業課 担当者氏名
------	---

提 案 書

1. 応募の理由について

(1) 運営に関する基本的な考え方

(2) 利用者ニーズの把握とその対応について

2. 実施体制について

(1) 従業員

	氏名	役職名	備考（資格・経験等）
責任者			
1) 従業員数		人	
【内訳】 正社員		人	
臨時雇用者		人	
その他（家族等）		人	
2) 従業員の教育方針			

(2) 欠員発生時の対応

3. 提供メニューについて（※各品目について特筆すべき点があれば補足事項に記入願います）

（1）提供メニューと価格設定

No.	メニュー	価格	補足事項（※）
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

（2）地産地消の取組み

4. 町への貢献度について

（1）町が委嘱する附属機関の委員や会議等への参画状況について

（2）外郭団体（観光物産協会、文化協会等）への参画状況について

5. 応募者のPR

（1）独自の取組み

（2）今後の展望について